険証

給

付

持新しい保険証、

国民健康保

に加入した方

康保険組合など他の健康保険

社会保険、共済組合、国民健

対国保に加入していた方で、

支給します(出産の翌日から 出産育児一時金(42万円)を

2年を経過すると支

出産したとき

被保険者が出産したとき



届け出にはマイナンバーカー 国民健康保険の資格、 給付、 ド 保健事業についてお知らせし (個人番号カード) など、 ます。 本人確認

できるものをお持ちください。 問国保年金課☎四214

①**直接支払制度** 給不可)。

れます。 出産育児一時金が直接支払わにより、国保から医療機関へ および受領の契約をすること医療機関と被保険者が申請

加入または脱退手続きが必要

次のいず

国民健康保険(国保)のいずれかに該当する方

②受取代理制度

(資格取得)

扱いの届け出をした医療機関 なく、 で出産するときに利用できま 直 |接支払制度の 国へ受取代理制度取り接支払制度の取り扱いが

いない方続や他の健康保険に加入して

保険を喪失した方で、

任意継

健康保険組合など職場の健康

対社会保険

共済組合、

国民

①②の制度を利用しなかっ **③国保年金課へ申請** 給します。 請により出産後に42万円を支 た場合は、国保年金課への申

医療費が高額になるとき

手帳

(60歳未満の方で、

資格喪失証明書など)、 きる書類(離職票、社会保険 **持**離職および喪失の確認がで

年 金

年金加入者を除く)

脱退

(資格喪失)

①事前申請する場合 えた額は、 なります。 れた「自己負担限度額」を超 1カ月の世帯ごとに設定さ 「高額療養費」

すると、表1または表2の自 受け、医療機関の窓口で提示 日ごとの計算) 己負担限度額(月の1日~末 で「限度額認定証」の交付を るときは、事前に国保年金課 入院や高額な外来診療をす までの支払い 上支払ったものが計算対象で

し、自己負担額2万1千円以

70歳未満の方の自己負担限度額 (月額)

所得要件

旧ただし書き所得 210万円以下

表 2 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

降は44,400円)

平成29年7月まで

外来+入院(世帯単位)

80,100円+(医療費-267,000円)×1% (過去12カ月以内に限度額を超えた 支給が4回以上あった場合、4回目以

44,400円

24,600円

15,000円

平成30年8月以降の自己負担限度額についてはお問い合わせください。

旧ただし書き所得 901万円超

旧ただし書き所得

旧ただし書き所得

600万円超~901万円以下

210万円超~600万円以下

目以降の限度額を示します。

44,400円

12,000円

8,000円

8,000円

成28年以降に転入した方は、 持保険証、世帯主の印鑑、 となります。 地の課税または非課税

※70歳以上75歳未満で課税世 行できません。 ※国民健康保険税を滞納して る場合、 限度額認定証は発

②事前申請しなかった場合 の交付を受けてください。 帯の方は、「高齢受給者証 適 非課税世帯の方は、「限度額 を提示してください。また、 用·標準負担額減額認定証_

譲へでである。原養費支給申請書を国保年金 カ月後以降に送付される高額 証を利用しなかった場合など

可 第し、2年を過ぎると支給不 ※診療月の翌月の1日から起 ※差額ベッド 保

負 担 限

252,600円+ (総医療費-842,000) <多数回該当 140,100円>

167,400円+ (総医療費-558,000) <多数回該当 93,000円>

80,100円+ (総医療費-267,000) <多数回該当 44,400円>

(個人単位)

57,600円

14,000円 【年間上限】

144,000円

変更なし

変更なし

度

44,400円>

険外診療は対象になりません。

自 己

57,600円<多数回該当

35,400円<多数回該当

住民税の申告のない方がいる場合、アの区分とみなされます。 旧ただし書き所得とは、総所得金額から基礎控除「33万円」を除いた額です。 多数回該当とは、過去12カ月間で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の、4回

また、途中で保険が変更にな

た場合は、別計算です。

①医療機関ごとに別々に計算 分により、次のとおりです。 ●「高額療養費の自己負担限 ●70歳未満の方の場合(表1) 額」の計算方法は、年齢区

歯科についても別計算です 来は別々に計算します。また、 ●70歳以上75歳未満の方の場 同じ医療機関でも入院と外

表1

区分

ア

1

ウ

工

オ

区分

現役並み

所得※1

-般

低所得Ⅱ ※2

低所得 I

注 1 注 2

度額が変更されます。 年8月の二段階で自己負担限 す。※平成29年8月と平成30 限度額は世帯単位で合算しま 計算し、入院を含む自己負担 合(表2) 外来は個人単位

介護保険の受給者がいるとき

度額 額介護合算療養費として支給 介護を合算した自己負担額限 た場合は、申請により医療と します。 ビス費の両方が高額になっ 同じ世帯で医療費と介護サ (**表3**)を超えた分を高

交通事故に遭ったとき た方はお問い合せください)

交通事故など第三者

(加害

~30年 7 月

外来+入院(世帯単位)

変更なし

57,600円 (過去12カ月以内に限度額を 超えた支給が 4 回以上あった

場合、4回目以降は44,400円)

変更なし

変更なし

亡くなったとき

を過ぎると支給不可)。 儀日の翌日から起算し、 祭費5万円を支給します 葬祭を行った方(喪主)に葬 被保険者が亡くなったとき 2 年 (葬

送付します(保険の変更があ

に該当する世帯には申請書を1年間を通して八潮市国保

に該当する場合や、 うことができます(給付制限 通勤途中は除く)。 害届」を提出すれば国保を使 の行為でけ 「第三者行為による被 がをした場合

仕事中・

治療費を受け取ったり、示談 なお、届出前に加害者から

を済ませた場合は、 国保が使

け早めに届け出をしてくださ 滞納していない方(健 国民健康保険税

補助金は、かつ70歳未

満康市

方査

の診税の

を

国保を使う場合は、できるだ えなくなることがあります。

对八潮市国保被保険者

の資

年以上ある40歳以

上

方格

世帯主の印鑑、世帯や用が分かるもの)、 預貯金通帳、 までが対象) 持医療機関の領収書 検診結果 保

(健康診査補助金のみ 不の写 受診 険 誕

健康診査補助金・脳ドック 保 健 舗 金

帯の場合は葬儀の領収 ※亡くなった方と喪主 書別 ると費用が **は補助額**

検診を受けた場合は、市が実施する検診を受けた場合は、市が実施する検診の自己負担金と同額を補助項目 肺がん、胃がん、 大腸がん、骨粗しょう症(女性のみ)、乳がん(2年に1度)、 子宮頸がん(2年に1度)、 子宮頸がん(2年に1度)、 子宮頸がん(3年に1度)、 一個ドック補助金 脳ドック 大腸がのす割(限度額=2 下5千円) が実施が無料。 す る

市が時 に補助 請 金 書を提 担金と同 市が実 出実 す

口 0

可、1年度内に1回伸検診を受けた日か か 5 2 1 申年 請以

持保険証、喪力

喪主の

印鑑、

喪

主

医療と介護の自己負担合算後の限度額(平成29年8月~平成30年7月) **※** 1

衣3 医療と川護の日口貝担口昇後の限長額		
	所得要件	限度額
70歳未満	旧ただし書所得 901万円超	2,120,000円
	旧ただし書所得 600万円超~901万円以下	1,410,000円
	旧ただし書所得 210万円超~600万円以下	670,000円
	旧ただし書所得 210万円以下	600,000円
	住民税非課税	340,000円
70歳以上	区分	限度額
	現役並み所得※1	670,000円
	一般	560,000円
	低所得Ⅱ※2	310,000円
	低所得 I ** 3	190,000円

同一世帯に、住民税課税所得145万円以上の70 歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方。た だし、70歳以上75歳未満の国保被保険者が、 1人の場合収入383万円未満、2人以上の場合 収入合計520万円未満、1人で収入383万円以 上ある方がいるが、同一世帯に後期高齢者医 療制度へ移行する方(旧国保被保険者)を含 めた収入合計が520万円未満の場合は、申請に より「一般」の区分と同様になります。

※ 2 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が、 住民税非課税の世帯に属する方(低所得Ⅰ以

外の方)。 ※3 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が、 住民税非課税でその世帯の各所得から必要経 費・控除(年金の所得の控除額を80万円とし て計算)を差し引いたときに0円となる世帯 に属する方。